

第 6 号議案

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の件

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 神戸市職員の給与等に関する条例（昭和 26 年 3 月条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(通勤手当) 第 9 条 [略] 2 前項第 1 号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。	(通勤手当) 第 9 条 [略] 2 前項第 1 号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。 <u>ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た</u>

3～5 [略]

6 第1項第1号に掲げる職員のうち、併せて自動車等を使用することを常例とするものに支給する支給単位期間当たりの通勤手当の額は、第2項から前項までの例により算出した額の合計額とする。

7 通勤の実情に変更を生ずることとなったものとして人事委員会規則で定める者のうち、転居後の住居（当該住居に相当するものとして任命権者が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車

額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が150,000円を超えるときは、支給単位期間につき、150,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が150,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

3～5 [略]

6 第1項第1号に掲げる職員のうち、併せて自動車等を使用することを常例とするものに支給する支給単位期間当たりの通勤手当の額は、第2項本文の規定及び前3項の例により算出した額の合計額とする。この場合においては、第2項ただし書の規定を準用する。

その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 第2項から前項までの規定による額

8 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第3項から第5項までの規定による額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場

<u>合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u>	
<u>9～12</u> [略] （給与からの控除） 第23条 次に掲げるものについては、給与から控除することができる。 （1）～（9） [略] <u>（10） 旅費条例第22条第1項に規定する旅費</u>	<u>7～10</u> [略] （給与からの控除） 第23条 次に掲げるものについては、給与から控除することができる。 （1）～（9） [略]

（職員退職手当金条例の一部改正）

第2条 神戸市職員退職手当金条例（昭和24年9月条例第147号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1） 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2） 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（退職手当からの控除）	（退職手当からの控除）

第20条 神戸市職員の給与等に関する 条例第23条第1号から第3号まで、 第5号から第7号まで <u>及び第10号</u> に 掲げるものについては、退職手当か ら控除することができる。	第20条 神戸市職員の給与等に関する 条例第23条第1号から第3号まで <u>及 び第5号から第7号までに掲げるも の</u> については、退職手当から控除す ることができる。
---	--

(旅費条例の一部改正)

第3条 旅費条例（昭和27年7月条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(目的) 第1条 [略] 2 職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、法令又は他の条例に<u>特別の定め</u>がある場合を除く<u>ほか、</u>この条例の定めるところによる。 (用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) [略] (2) <u>内国旅行 本邦（本州、北海道、</u>	(目的) 第1条 [略] 2 職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、法令又は他の条例に<u>特別の定</u>がある場合を除く<u>外、</u>この条例の定めるところによる。 (用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) [略]

四国、九州及び規則で定めるその
附属の島の存する領域をいう。以
下同じ。)における旅行をいう。

(3) 外国旅行 本邦と外国（本邦以
外の領域（公海を含む。）をいう。
以下同じ。）との間における旅行及
び外国における旅行をいう。

(4) 出張 職員が公務のため一時そ
の在勤公署（常時勤務する在勤公署
のない場合又は任命権者が認める
場合には、その住所、居所その他任
命権者が認める場所）を離れて旅行
し、又は職員以外の者が公務のため
一時その住所若しくは居所を離れ
て旅行することをいう。

(5) 赴任 新たに採用された職員
（本市の要請により国家公務員若
しくは他の地方公共団体の地方公
務員から引き続いて職員となつた
者又は専門的な知識経験等を有す
る者その他規則で定める職員に限
る。）がその採用に伴う移転のため
住所若しくは居所から在勤公署に
旅行し、又は転任を命ぜられた職員
がその転任に伴う移転のため旧在
勤公署から新在勤公署に旅行する
ことをいう。

(6) 帰任 職員が退職し、又は死亡
した場合において、その職員又はそ

(2) 出張 職員が公務のため一時そ
の在勤庁（常時勤務する在勤庁のな
い職員については、その住所又は居
所）を離れて旅行し、又は職員以外
の者が公務のため一時その住所若
しくは居所を離れて旅行すること
をいう。

(3) 赴任 新たに採用された職員
（本市の要請により国家公務員若
しくは他の地方公共団体の地方公
務員から引き続いて職員となつた
者又は専門的な知識経験等を有す
る者その他市長が定める職員に限
る。）がその採用に伴う移転のため
住所若しくは居所から在勤地に旅
行し、又は転任を命ぜられた職員
がその転任に伴う移転のため旧在
勤地から新在勤地に旅行すること
をいう。

の遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

(7) 家族 内国旅行にあつては職員
の配偶者(婚姻の届出をしていない
が、事実上婚姻関係と同様の事情に
ある者を含む。以下同じ。)、子、
父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職
員と生計を一にするものをいい、外
国旅行にあつては職員の配偶者及
び子で職員と生計を一にするもの
をいう。

(8) 〔略〕

(9) 旅行役務提供者 旅行業者(旅
行業法(昭和27年法律第239号)第
6条の4第1項に規定する旅行業
者をいう。) その他の規則で定める
者(以下「旅行業者等」という。)
であつて、本市と旅行役務提供契約
(旅行業者等が本市に対して旅行
に係る役務その他の規則で定める
ものを旅行者に提供することを約
し、かつ、本市が当該旅行業者等に
対して当該旅行に係る旅費に相当
する金額を支払うことを約する契
約又はこれに準ずる規則で定める
契約をいう。以下同じ。) を締結し
たものをいう。

(4) 扶養親族 職員の配偶者(届出
をしないが事実上婚姻関係と同様
の事情にある者を含む。以下同
じ。)、子、父母、孫、祖父母及び
兄弟姉妹で主として職員の収入に
よつて生計を維持しているもの
をいう。

(5) 〔略〕

2 この条例において「何級の職務」
という場合には、神戸市職員の給与

(旅費の支給)

第3条 [略]

2 職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表による当該級の職務及び行政職給料表の適用を受けない者については、任命権者（教育長にあつては、教育委員会。第11条第1項及び第12条を除き、以下同じ。）が市長と協議して定めるこれに相当する職務をいうものとする。

3 この条例において「何々地」という場合には、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 [略]

2 職員が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、
当該職員の本邦にある遺族がその
死亡の日の翌日から３月以内にそ
の居住地を出発して帰住したとき
は、当該遺族

(4) 職員が、外国の在勤地において
退職等となり、一定の期間内に本邦
に帰住し、又は出張若しくは赴任の
ための外国旅行中に退職等となつ
た場合(当該退職等に伴う旅行を必
要としない場合を除く。)には、当
該職員

(5) 職員が、外国の在勤地において
死亡し、又は出張若しくは赴任のた
めの外国旅行中に死亡した場合に
は、当該職員の遺族

(6) 外国在勤の職員が死亡した場合
において、当該職員の外国にある遺
族(配偶者及び子に限る。)がその
死亡の日の翌日から３月以内にそ
の居住地を出発して帰住したとき
は、当該遺族

(7) 外国在勤の職員の配偶者又は子
が、当該職員の在勤地において死亡
し、又は第17条第１項第２号ア、イ
又はエに規定する場合における外
国旅行中に死亡したときは、当該職
員

3 職員が前項第１号又は第４号の規

定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつたときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

- 4 職員又は職員以外の者が本市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

- 5 第1項、第2項及び前項の規定に

- 3 職員又は職員以外の者が市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

- 4 風水震火災その他非常災害による交通遮断、交通機関の事故その他不可抗力又は公務上の必要により、職員（地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表に掲げる程度の身体上の障害があるため歩行することが著しく困難であると認められる職員以外の職員であつて、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるものを除く。）が、常例としている通勤の方法及び経路と異なる方法及び経路で旅行したときは、規則で定めるところにより、当該職員に対し、鉄道賃、船賃又は車賃を支給することができる。

- 5 前各項の規定に該当する場合を除

該当する場合を除くほか、法令又は他の条例に特別の定めがある場合その他本市の費用を支弁して旅行させる必要がある場合には、その者に対し、旅費を支給する。

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

く外、法令又は他の条例に特別の定めがある場合その他市の費用を支弁して旅行させる必要がある場合には、その者に対し、旅費を支給する。

6 前各項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）がその出発前に第4条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消を含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で市長が定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項から第5項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。

8 第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 6 項までに規定する場合において、本市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第 4 条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

(1) [略]

(2) 前条第 4 項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 [略]

3 任命権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第 1 項若しくは第 2 項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 任命権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令書又は旅行依頼書（以下「旅行命令書

(旅行命令等)

第 4 条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

(1) [略]

(2) 前条第 3 項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 [略]

3 任命権者は、旅行命令等を発し、又は変更するには、旅行命令書又は旅行依頼書（以下「旅行命令書等」と

等」という。)に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令書等に当該事項を記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

- 5 前項ただし書の規定により旅行命令書等に記載又は記録をしなかつた場合には、できるだけ速やかに旅行命令書等に同項に定める事項の記載又は記録をしてしなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ任命権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに任命権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

いう。)に当該旅行に関する事項を記載し、当該旅行者に提示してしなければならない。ただし、旅行命令書等に当該旅行に関する事項を記載し、提示する時間がない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又は変更することができる。

- 4 任命権者は、口頭により旅行命令等を発し、又は変更した場合には、速やかに旅行命令書等に当該旅行に関する事項を記載し、当該旅行者に提示しなければならない。

- 5 旅行命令書等の記載事項及び様式は、規則で定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り旅行命令等に従って旅行することができない場合には、あらかじめ任命権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけすみやかに任命権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 [略]

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を
弁償するためのものとして次条に規
定する種目及び第8条から第19条ま
でに規定する内容に基づき、最も経
済的な通常の経路及び方法により旅
行した場合によつて計算する。ただ
し、公務上の必要又は天災その他や
むを得ない事情により最も経済的な
通常の経路又は方法により旅行し難
い場合には、その現によつた経路及
び方法によつて計算する。

(旅費の種目)

第7条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、
航空賃、その他の交通費、宿泊費、包
括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞
在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡
手当とする。

3 [略]

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、
航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、
移転料、着後手当及び扶養親族移転
料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路
程に応じ旅客運賃等により支給す
る。

3 船賃は、水路旅行について、路程
に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路
程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同
じ。）旅行について、路程に応じ1キ
ロメートル当たりの定額又は実費額

により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日
当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1
夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行又は航空旅行
中の夜数に応じ1夜当たりの定額に
より支給する。

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居
所の移転について、路程に応じ一定
距離当たりの定額により支給する。

10 着後手当は、赴任に伴う住所又は
居所の移転について、定額により支
給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶
養親族の住所又は居所の移転につい
て、支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の
経路及び方法により旅行した場合の
旅費により計算する。但し、公務上の
必要又は天災その他やむを得ない事
情により最も経済的な通常の経路又
は方法によつて旅行し難い場合に
は、その現によつた経路及び方法に
よつて計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第
3項の規定に該当する場合を除く
外、旅行のために現に要した日数に

よる。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除く外、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数をこえることができない。

2 前項但書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第2項各号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項但書及び前項の規定により計算した日数による。

第9条 旅行者が同一地域（第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額を、それぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道（国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「政令」という。）第5条に規定する鉄道をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金（内国旅行にあつては、規則で定める場合に限る。）

(3) 寝台料金

（証人等の旅費）

第10条 第3条第3項及び第5項の規定により支給する旅費は、他に特別の定がある場合を除く外、任命権者が市長に協議して定める旅費とする。

(鉄道賃)

第11条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、別表1級の者については上級の運賃、別表2級から4級までの者については下級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

(3) 急行料金を徴収する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、その乗車に要する急行

(4) 座席指定料金（内国旅行にあつては、規則で定める場合に限る。）

(5) 特別車両料金（規則で定める者に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、職員の職務に応じて規則で定める額とする。

料金

(4) 別表1級の者及び任命権者が特に必要があると認めた者が第2号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴収する客車を運行するものによる旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(5) 座席指定料金を徴収する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号又は第2号に規定する運賃、第3号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第3号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第5号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限

(船賃)

第9条 船賃は、船舶（政令第6条に規定する船舶をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものである。公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

り、支給する。

4 第1項及び第2項に規定する運賃及び急行料金によることが当該旅行における特別の事情のため困難である場合には、任命権者が市長に協議して定める運賃及び急行料金によることができる。

(船賃)

第12条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 別表1級の者については、上級の運賃

イ 別表2級から4級までの者については、中級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、別表1級の者については上級の運賃、別表2級から4級までの者については下級の運賃

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（規則で定める者に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、職員の職務に応じて規則で定める額とする。

(航空賃)

第10条 航空賃は、航空機（政令第7条に規定する航空機をいう。以下同

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 別表1級の者及び任命権者が特に必要があると認めた者が第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴収するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

(6) 座席指定料金を徴収する船舶を運行する航路による旅行の場合には、第1号、第2号又は第3号に規定する運賃、第4号に規定する寝台料金及び前号に規定する特別船室料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第12条の2 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、職員の職務に応じて規則で定める額とする。

(その他の交通費)

第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含

(車賃)

第13条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支給することができない場合には、実費額による。

む。)を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲

げる一般乗用旅客自動車運送事業

の用に供する自動車（外国におけ

るこれに相当するものを含む。）そ

の他の旅客を運送する交通手段

（前号に規定する自動車を除く。）

を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用

であつて、道路運送法第80条第1

項の許可を受けて業として有償で

貸し渡す自家用自動車（外国にお

けるこれに相当するものを含む。）

の賃料その他の移動に直接要する

費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する

費用

2 車賃は、全路程を通算して計算し、
路程に1キロメートル未満の端数を
生じたときは、その端数を切り捨て
る。

（日当）

第14条 日当の額は、別表の定額によ
る。

2 鉄道100キロメートル未満、水路50
キロメートル未満又は陸路25キロメ
ートル未満の旅行の場合における日
当の額は、公務上の必要又は天災そ
の他やむを得ない事情により宿泊し

(宿泊費)

第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員の例に準じて規則で定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。
ただし、当該宿泊に係る特別な事情があるものとして規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第13条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から第11条までの規定による額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

た場合を除く外、前項の規定にかかわらず同項の定額の2分の1に相当する額による。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもつてそれぞれ陸路1キロメートルとみなして前項の規定を適用する。

(宿泊料)

第15条 宿泊料の額は、別表の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行又は航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸し、又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(宿泊手当)

第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員の例に準じて規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第15条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第17条第1項第1号ア若しくはイ又は同項第2号ア若しくはイに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は国家公務員の例に準じて規則で定める方法により算定される額とする。

(食卓料)

第16条 食卓料の額は、別表の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第17条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、住所又は居所から在勤地までの路程に応じた別表の定額による額
- (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には前項に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際扶養親族を移転しない

が、赴任を命ぜられた日の翌日から
1 年以内に扶養親族を移転する場
合には前号に規定する額

2 前項第 3 号の場合において、扶養
親族を移転した際における移転料の
定額が職員が赴任した際の移転料の
定額と異なるときは、同号の額は、扶
養親族を移転した際における移転料
の定額を基礎として計算する。

3 任命権者は、公務上の必要又は天
災その他やむを得ない事情がある場
合には第 1 項第 3 号に規定する期間
を延長することができる。

(着後手当)

第 18 条 着後手当の額は、別表の日当
定額の 5 日分及び宿泊料定額の 5 夜
分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第 19 条 扶養親族移転料の額は、次に
掲げる額による。

(1) 赴任の際扶養親族を住所又は居
所から在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶
養親族 1 人ごとに、その移転の際に

(着後滞在費)

第 16 条 着後滞在費は、赴任に伴う転
居に必要な滞在に係る費用とし、そ
の額は、内国旅行にあつては 5 夜分
を、外国旅行にあつては 10 夜分を限
度として、現に宿泊した夜数に係る
宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当
する額とする。

(家族移転費)

第 17 条 家族移転費は、赴任に伴う家
族の移転に要する費用とし、その額
は、次に掲げる額とする。

(1) 内国旅行にあつては、次に掲げ
る額

- ア 赴任の際家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族 1 人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費（第 8 条から第 11 条までの規定による額をいう。以下この項において同じ。）、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

おける年齢に従い、次に規定する額の合計額

- ア 12 歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の 3 分の 2 に相当する額

- イ 12 歳未満 6 歳以上の者については、アに規定する額の 2 分の 1 に相当する額

- ウ 6 歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の 3 分の 1 に相当する額。ただし、6 歳未満の者を 3 人以上随伴するときは、2 人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃又は船賃の 2 分の 1 に相当する金額を加算する。

(2) 外国旅行にあつては、次に掲げる額

ア 赴任の際任命権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族 1 人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

ウ アに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第 17 条第 1 項第 1 号又は第 3 号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧住所又は旧居所から新住所又は新居所までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額を超えることができない。

任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号アの規定に準じて算定した額

エ 外国に赴任後任命権者の許可を受け、家族（ア又はイに規定する許可を受け移転した者であつて同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

2 任命権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第1号イ又は第2号イ若しくはウに規定する期間を延長することができる。

（渡航雑費）

第18条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料、査証手数料及び外貨交換手数料並びに入出国

(3) 第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子に移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第19条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡(第3条第2項第5号又は第7号に規定する場合に限る。)に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員の例に準じて規則で定める定額とする。

(赴任に伴う旅費の調整)

第20条 前3条に規定する旅費は、市長の定める基準により、あらかじめ任命権者が承認したものに限り支給することができる。

(日額旅費又は打切旅費)

第21条 第6条第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費又は打切旅費を旅費として支給することができる。

2 前項の規定により支給する日額旅費又は打切旅費の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、任命権者が市長に協議して定める。この場合において、その額は、当該日額旅費又は打切旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準をこえることができない。

(在勤地内旅行の旅費)

第22条 在勤地内における旅行について
ては、任命権者は、市長に協議して旅
費の定額の範囲内で前条の規定によ
る日額旅費又は打切旅費を支給し、
又は旅費の定額を減じ若しくは旅費
の全部若しくは一部を支給しないこ
とができる。

(退職者等の旅費)

第23条 第3条第2項第1号の規定に
より支給する旅費は、当該職員が退
職等となつた日にいた地から旧在勤
地までの前職務相当の旅費とする。

(遺族の旅費)

第24条 第3条第2項第2号の規定に
より支給する旅費の額は、当該職員
の死亡地から旧在勤地までの往復に
要する前職務相当の旅費の額とす
る。

2 前項に規定する旅費の支給を受け
る遺族の順位は、第2条第1項第5
号に掲げる順序による。この場合に
おいて、同順位者があるときには、年
長者を先にする。

(旅費の支給額の上限)

第20条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその
他の交通費（家族移転費のうちこれ
らに相当する部分を含む。）に係る旅
費の支給額は、第8条第1項各号、第
9条第1項各号、第10条第1項各号

及び第11条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条並びに第12条、第13条、第15条、第16条、第17条第1項及び第18条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の調整）

第21条 市長は、旅行者が本市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としな

（外国旅行の旅費）

第25条 本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行に対し支給する旅費については、その都度、国家公務員の例に準じ、その支給額及び支給方法等を市長が定める。

（旅費の調整）

第26条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の法令その他の規程による旅費を支給

い旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 市長は、旅行者がこの条例又は旅費に関する法令若しくは他の条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難であると任命権者が認める場合には、任命権者と協議して別に旅費を支給することができる。

した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、任命権者の定めるところにより旅費を支給することができる。

- 3 任命権者は前2項の規定の統一ある適用を図るために、市長に協議してこれらの規定を適用する場合に関する基準を作成するものとする。

- 4 任命権者は、公務上必要と認められるときは、第3条の規定により旅費の支給を受ける者に対する旅費の支給に代わり、当該旅費に相当する額の全部又は一部を、旅行に係る役務を提供する者に対して支払うことができる。

- 5 前項の規定による支払があつたときは、第3条の規定により旅費の支給を受ける者に対する旅費の支給があつたものとみなす。ただし、旅行に

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																													
	別表（第14条―第17条関係） (1) 日当、宿泊料及び食卓料 <table><tr><th>級</th><th>区分</th><th>日当 （１日につ き）</th><th>宿泊料 （１夜につ き）</th><th>食卓料 （１夜につ き）</th></tr><tr><td>1 級</td><td>市長、副市長、教育長及び常勤 の監査委員</td><td>2,800円</td><td>14,000円</td><td>2,800円</td></tr><tr><td>2 級</td><td>公営企業の管理者及び8級の 職務にある者並びにこれらに 準ずる者</td><td>2,600円</td><td>13,100円</td><td>2,600円</td></tr><tr><td>3 級</td><td>7級の職務にある者及びこれ に準ずる者</td><td>2,200円</td><td>12,500円</td><td>2,200円</td></tr><tr><td>4 級</td><td>6級以下の職務にある者及び これに準ずる者</td><td>1,900円</td><td>12,500円</td><td>1,900円</td></tr></table> (2) 移転料 <table><tr><th>級</th><th>区分</th><th>鉄 道 50 キ ロ メ ー ト ル 未 満</th><th>鉄 道 50 キ ロ メ ー ト ル 以 上100 キ ロ メ ー ト ル 未 満</th><th>鉄 道100 キ ロ メ ー ト ル 以 上300 キ ロ メ ー ト ル 未 満</th><th>鉄 道300 キ ロ メ ー ト ル 以 上500 キ ロ メ ー ト ル 未 満</th><th>鉄 道500 キ ロ メ ー ト ル 以 上 1,000キ ロ メー トル 未 満</th><th>鉄 道 1,000キ ロ メー トル 以 上1,500 キ ロ メ ー ト ル 未 満</th><th>鉄 道 1,500キ ロ メー トル 以 上2,000 キ ロ メ ー ト ル 未 満</th><th>鉄 道 2,000キ ロ メー トル 以 上</th></tr><tr><td>1 級</td><td>市長、副 市長、教 育 長 及 び 常 勤</td><td>126,000 円</td><td>144,000 円</td><td>178,000 円</td><td>220,000 円</td><td>292,000 円</td><td>306,000 円</td><td>328,000 円</td><td>381,000 円</td></tr></table>	級	区分	日当 （１日につ き）	宿泊料 （１夜につ き）	食卓料 （１夜につ き）	1 級	市長、副市長、教育長及び常勤 の監査委員	2,800円	14,000円	2,800円	2 級	公営企業の管理者及び8級の 職務にある者並びにこれらに 準ずる者	2,600円	13,100円	2,600円	3 級	7級の職務にある者及びこれ に準ずる者	2,200円	12,500円	2,200円	4 級	6級以下の職務にある者及び これに準ずる者	1,900円	12,500円	1,900円	級	区分	鉄 道 50 キ ロ メ ー ト ル 未 満	鉄 道 50 キ ロ メ ー ト ル 以 上100 キ ロ メ ー ト ル 未 満	鉄 道100 キ ロ メ ー ト ル 以 上300 キ ロ メ ー ト ル 未 満	鉄 道300 キ ロ メ ー ト ル 以 上500 キ ロ メ ー ト ル 未 満	鉄 道500 キ ロ メ ー ト ル 以 上 1,000キ ロ メー トル 未 満	鉄 道 1,000キ ロ メー トル 以 上1,500 キ ロ メ ー ト ル 未 満	鉄 道 1,500キ ロ メー トル 以 上2,000 キ ロ メ ー ト ル 未 満	鉄 道 2,000キ ロ メー トル 以 上	1 級	市長、副 市長、教 育 長 及 び 常 勤	126,000 円	144,000 円	178,000 円	220,000 円	292,000 円	306,000 円	328,000 円	381,000 円
級	区分	日当 （１日につ き）	宿泊料 （１夜につ き）	食卓料 （１夜につ き）																																										
1 級	市長、副市長、教育長及び常勤 の監査委員	2,800円	14,000円	2,800円																																										
2 級	公営企業の管理者及び8級の 職務にある者並びにこれらに 準ずる者	2,600円	13,100円	2,600円																																										
3 級	7級の職務にある者及びこれ に準ずる者	2,200円	12,500円	2,200円																																										
4 級	6級以下の職務にある者及び これに準ずる者	1,900円	12,500円	1,900円																																										
級	区分	鉄 道 50 キ ロ メ ー ト ル 未 満	鉄 道 50 キ ロ メ ー ト ル 以 上100 キ ロ メ ー ト ル 未 満	鉄 道100 キ ロ メ ー ト ル 以 上300 キ ロ メ ー ト ル 未 満	鉄 道300 キ ロ メ ー ト ル 以 上500 キ ロ メ ー ト ル 未 満	鉄 道500 キ ロ メ ー ト ル 以 上 1,000キ ロ メー トル 未 満	鉄 道 1,000キ ロ メー トル 以 上1,500 キ ロ メ ー ト ル 未 満	鉄 道 1,500キ ロ メー トル 以 上2,000 キ ロ メ ー ト ル 未 満	鉄 道 2,000キ ロ メー トル 以 上																																					
1 級	市長、副 市長、教 育 長 及 び 常 勤	126,000 円	144,000 円	178,000 円	220,000 円	292,000 円	306,000 円	328,000 円	381,000 円																																					

	の 監 査 委員								
2 級	公 営 企 業 の 管 理 者 及 び 8 級 の 職 務 に あ る 者 並 び に こ れ ら に 準 ず る 者								
3 級	7 級 の 職 務 に あ る 者 及 び こ れ に 準 ず る 者	107,000 円	123,000 円	152,000 円	187,000 円	248,000 円	261,000 円	279,000 円	324,000 円
4 級	6 級 以 下 の 職 務 に あ る 者 及 び こ れ に 準 ず る 者	93,000 円	107,000 円	132,000 円	163,000 円	216,000 円	227,000 円	243,000 円	282,000 円

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第 4 条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表（第 2 条、第 3 条関係）							別表（第 2 条、第 3 条関係）						
区分			報酬の額		旅費の額		区分			報酬の額		旅費の額	
教育委員会委員			〔略〕		市長、副		教育委員会委員			〔略〕		旅費条例	
〔略〕			〔略〕		市長、教		〔略〕			〔略〕		（昭和 27	
〔略〕			〔略〕		育長及び		〔略〕			〔略〕		年 7 月条	
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	常勤の監		〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	例 第 45			
				査 委 員						号）別表			
				（以下、						1 級の者			
				「市 長						に支給す			
				等」とい						る額相当			
〔略〕			〔略〕		う。）に支		〔略〕			〔略〕		額	
〔略〕			〔略〕		給する額		〔略〕			〔略〕			
〔略〕			〔略〕		相当額		〔略〕			〔略〕			
〔略〕			〔略〕				〔略〕			〔略〕			
〔略〕			〔略〕				〔略〕			〔略〕			
〔略〕			〔略〕		〔略〕		〔略〕			〔略〕		〔略〕	

農業委員会会長	[略]	市長等に
[略]	[略]	支給する
[略]	[略]	額相当額
[略]	[略]	[略]
固定資産評価審査委員会委員長 (職務代理者を 含む。)	[略]	市長等に 支給する 額相当額
[略]	[略]	
[略]	[略]	
前各項以外の附属機関の構成員 その他の非常勤 の職員	勤務1日 につき 35,700円 を超えない範囲内 で任命権 者が定め る額。た だし、任 命権者が 特に必要 があると 認めた場 合は、勤 務1月に つき給与	[略]

農業委員会会長	[略]	旅費条例
[略]	[略]	別表1級
[略]	[略]	の者に支 給する額 相当額
[略]	[略]	[略]
固定資産評価審査委員会委員長 (職務代理者を 含む。)	[略]	旅費条例 別表1級 の者に支 給する額 相当額
[略]	[略]	
[略]	[略]	
前各項以外の附属機関の構成員 その他の非常勤 の職員	勤務1日 につき 34,700円 を超えない範囲内 で任命権 者が定め る額。た だし、任 命権者が 特に必要 があると 認めた場 合は、勤 務1月に つき給与	[略]

	条 例 別 表 第 5 に 定 め る 給 料 月 額 を 報 酬 の 基 準 額 と し 当 該 基 準 額 を 超 え な い 範 囲 内 で 任 命 権 者 が 定 め る 額			条 例 別 表 第 5 に 定 め る 給 料 月 額 を 報 酬 の 基 準 額 と し 当 該 基 準 額 を 超 え な い 範 囲 内 で 任 命 権 者 が 定 め る 額	
備 考 〔 略 〕			備 考 〔 略 〕		

（市の機関に出頭する者等の実費弁償に関する条例の一部改正）

第 5 条 神戸市の機関に出頭する者等の実費弁償に関する条例（昭和31年10月条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 3 条 実費弁償は、 <u>神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年 3 月条例第 8 号）別表第 1 行政職給料表の職務の級が 5 級以下の者に支給する</u>	第 3 条 実費弁償は、 <u>次項に定めるもののほか、定額をもつて行うものとし、1 日につき6,000円とする。</u>

<u>額相当額（機関において特別の必要 があると認めるときは、市長と協議 して定める額）の旅費を本市職員の 旅費の例により支給する。</u>	<u>2 本市外又は北区若しくは西区の区 域内に住所又は居所を有する者につ いては、前項に定めるもののほか、旅 費条例（昭和27年7月条例第45号）別 表4級の者に支給する額相当額（機 関において特別の必要があると認め るときは、市長と協議して定める額） の旅費を本市職員の旅費の例により 支給する。</u>
--	--

（消防団条例の一部改正）

第6条 神戸市消防団条例（昭和58年10月条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（費用弁償） 第8条 [略] 2 前項の旅費については、 <u>神戸市職</u>	（費用弁償） 第8条 [略] 2 前項の旅費については、 <u>旅費条例</u>

員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）別表第1行政職給料表の職務の級が5級以下の者に支給する額相当額の旅費を本市職員の旅費の例により支給する。	（昭和27年7月条例第45号）別表4級の者に支給する額相当額の旅費を本市職員の旅費の例により支給する。
---	---

（職員給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第7条 神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年3月条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
附 則		附 則	
附則別表第1		附則別表第1	
給料表の種類	職務の級	給料表の種類	職務の級
[略]	[略]	[略]	[略]
医療職給料表 (1)	3級から5級まで	医療職給料表 (1)	3級及び4級
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

第2条 第3条の規定による改正後の旅費条例(以下「改正後旅費条例」という。)

の規定は、施行日以後に任命権者が改正後旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び改正後旅費条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に任命権者が第3条の規定による改正前の旅費条例(以下「改正前旅費条例」という。)第4条第1項に規定する旅行命令等を発した旅行及び改正前旅費条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に任命権者が改正前旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に任命権者が改正後旅費条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後旅費条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

2 改正後旅費条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職(罷免を含む。)、失職若しくは休職(以下この項において「退職等」という。)となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

3 改正後旅費条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前旅費条例第3条第1項から第5項までの規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

4 改正後旅費条例第22条の規定は、改正後条例又はこれに基づく規則その他の規程の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合について適用する。

理 由

職員の人事・給与等に関する制度の見直しを実施するに当たり、条例を改正する必要があるため。